



両院協議会と衆議院の優越

我が国の憲法は、国権の最高機関たる国会を衆議院及び参議院の両院により構成し、両院の議決が異なった場合について、その調整機関としての両院協議会と衆議院の優越を定めています。

両院協議会は、内閣総理大臣の指名、予算、条約、法律案等について両院の議決が異なったときに開かれます。両院協議会が必須かどうかは案件によって異なっており、内閣総理大臣の指名について両院の議決が異なった場合には、参議院が両院協議会を求めなければなりません（憲法第 67 条、国会法第 86 条）。予算、衆議院先議の条約の承認について、参議院が衆議院送付案と異なる議決をした場合には、衆議院が両院協議会を求めなければなりません（憲法第 60、61 条、国会法第 85 条）。両院協議会で成案を得られなければ、衆議院の議決が国会の議決となります。法律案については、衆議院先議の法律案を例に挙げると、参議院が衆議院送付案と異なる議決をした場合、衆議院は、出席議員の 3 分の 2 以上の多数で再議決すること、また、両院協議会を求めることができます（憲法第 59 条、国会法第 84 条）。なお、衆議院が再議決した場合、法律となります。このように憲法は、案件別に両院の関係を規定し、衆議院の優越を定めています。他にも、憲法改正原案等について議決が異なった場合に、両院協議会が開かれることがあります。

平成 19 年 7 月の第 21 回参議院議員通常選挙の結果、民主党が参議院で第一会派となり、与党は衆議院では議席の 3 分の 2 以上を占めながら参議院では過半数に満たないという「ねじれ」が生じました。以下、「ねじれ国会」で実際に起こった例を紹介します。まず、内閣総理大臣の指名については、両院協議会が 9 年ぶりに開かれました。予算については、平成 19 年度補正予算以降に開かれた両院協議会ではいずれも成案を得ず、衆議院の議決が国会の議決となりました。条約については、第 169 回国会において参議院がいわゆる「思いやり予算」を不承認と議決し、条約について初の両院協議会が開かれました。また、第 171 回国会においては「グアム移転協定」について両院協議会が開かれました。しかし、いずれも成案を得ず、衆議院の議決が国会の議決となりました。法律案については、第 169 回国会の予算関連法案について衆議院から議案を受領してから 60 日を経過しても参議院において議決に至らなかったため、衆議院では、憲法第 59 条第 4 項により参議院が否決したものとみなす議決を行い、引き続き同条第 2 項に基づく再議決が行われました。衆議院は、みなし否決を行った時点で両院協議会を求めることもできましたが、実際には「直ちに再議決すべしとの動議」が提出、可決され、両院協議会を経ることなく再議決が行われました。みなし否決が行われたのは、昭和 27 年以来です。

今年 7 月に行われた第 22 回参議院議員通常選挙後の「ねじれ」は、第 21 回通常選挙時と異なり、現在、与党は、衆議院において法律案の再議決が可能な議席の 3 分の 2 に達していません。このような状況の中、今後、両院の意思がどのように調整されるのが注目されます。

えのもと なおゆき
(榎本 尚行・委員部調整課)